

5周年記念セール開催! 一方で懸念される現状も 速やかに把握の「店舗」を図れ!

東海道

No. 3079

14. 6. 25

國立文選考會組合

差別発令は許せない！
職場が納得できる昇格発令を！

正確な分析で
当局を追及す
るため発令実
態調査にご協
力をお願いし
ます

交付	級	官職	発令数
6/5	6級	建設専門官等	9
		事務所課長	4
		出張所長	10
	5級	建設専門官等	19
		課長補佐	6
		事務所課長	25
		出張所長	18
	4級	用地官	1
		建設監督官	1
		上席専門職	7
		用地官	1
5/7	4級	建設監督官	2
		専門官	10
		専門職	9
		局係長	30
		道路管制員	3
		事務所係長	11
	3級	事務所係長	7
		出張所係長	19
		局主任	3
合計			195

東海建設支部調べ

建設専門官等の内、契約事務管理官では、定年退職七年前まで発令され、大きく前進しています。一方、

心回り改善が図られており、東海建設技術部が粘り強く要請し、追及してきた成果といえます。一方、上位級では、基準が不鮮明となり、当時の田在定規での発令が進んでおり、注視が必要です。

五月七日に四級以下、六月五日に五級以上の四月一日付け昇格発令が交付されました。

者で、一名が未発令となつて
おり、課長が過去の実績ど
おり、退職一年前の一〇
月に全員が発令されるか疑
問が残っています。

加えて処遇改善。女性差別解消で管理職昇任をせたにも関わらず、昇格発令がなされず、女性の五級以上比率の目標である二・五%を下回っている状況（東海建設支部調べ）となつていいわけ。

管理職層であつても差別を許さず、基準を明らかにされでこく必要がありま

建設専門官等で前進

また、新たに設置された地域防災調整官や保全対策官でも五級昇格が打たれています。数が少ないので、正確な評価となりませんが、建設専門官より若干早い発令となつており、新設ポストの設置により処遇改善が進んだことが読み取れます。

しかし、制度上説明できない管理職経験者との格差は依然残されており「処遇の底上げ」となつていません。

五級昇格では、事務所課長が六四年次（生まれ年次（以下同じ））まで、出張所長が六一年年次までが発令されています。一方で、生まれ年が早いにもかかわらず未発令の方もあり、管理職昇任に至るまでの前職が影響しているものと思われます。具体的には出張所長になる前に専門職だった出張所長（経験一年）は未発令ですが、今年監督官から出張所長になった職員は昇格しています。どちらも課長補佐級からの昇任であり格差を設ける理由はありません。

また、管理職を経験し、地域防災調整官になつてゐる職員には発令がないな

仕事は専門職・処遇は地域対策専門職?

事務所係長以上は専門官と並ぶ
事務所係長は地方官

専門官では、七一年次までで発令されています。局長から昇任者と局で働く専門職は、局長との均衡を意識しているものと思われます。しかし、事務所係長からの昇任者では六九年次が最速で同様の仕事をしている専門職と専門官で発令基準に差を設けており、昇任者で専門職が二年早くなっています。また、出張所係長からの昇任者には退職二年前にも関わらず、発



上席専門職でもこれまで退職二年前での五級発令だったものが、三年前まで即ちに改善されています。一方、建設専門官との格差が生じており、今後より一層の改善が求められています。また、四月期に久しぶりに技官で上席が打たれた深見さんにも昇格発令が行われましたが、事務・技術で上席専門職昇任年に

上席専門職でも「三年前進

格差があり、そのことが事務・技術に格差を生じさせています。

監督官の五級昇格では、退職二年前の職員（専門職から異動）を放置し、退職三年前の職員に発令しています。当局はこれまで「同じ課長補佐級で昇任でも降任でもない」としており、そのことが昇格に影響することは大きな問題です。

事務所係長昨年増額

事務所係長では六六年次までの連絡調整事務所に働く係長に発令されていました。一方、重要事務所、一般事務所に働く係長には発令されておらず、昨年の発令実績を踏襲したものとなっています。また、出張所係長は連絡調整事務所が出来て以降定数が増えており、人事任用

令されておらず、仕事は専門職、処遇は地域対策専門職と矛盾を残し、上位級への積極的な昇格発令となつていません。

	1級	2級	3級	4級	5級	6級	7級	8級	9級	10級
本省	担当	特高担当主任	困難主任係長専門官	困難係長	課長補佐	困難補佐	室長	困難室長	重要課長	特重課長
管区	整備局	担当	特高担当主任	困難主任係長専門官	困難係長課長補佐	困難補佐	課長	特困課長	重要部長	特重部長管区の長
府県	（事務所）	担当	特高担当主任	困難主任係長専門官	特困係長	課長	困難課長	府県の長	困難府県長	重要管区長
出先	事務所・出張所	担当	特高担当主任	相困主任相困係長専門官	相困主任相困係長専門官	課長	困難課長出先の長	困難出先長		

※当局は上表を理由に事務所係長の4級を連絡調整事務所（府県に準じる）に限定している

で四級ポストを空けるしかありません。しかし、四月の人事では若年層を専門職に昇任させベテラン係長を放置したことから改善が図られなかつたことになります。また、同じ仕事をしており、標準定数であるにも関わらず、過去の人事院協議（発令は連絡調

整事務所に限定）に固執し地方の事務所の処遇を放置する姿勢は許すことは出来ません。

ベテラン係長や専門員等の処遇改善を図るためにこれまでの人事任用を改め、より一層、処遇改善を念頭においた人事任用を行わせ必要があります。